

## 平成30年度 個別労働紛争解決制度等施行状況(愛知)

### 総合労働相談は3年連続8万件を超える 「いじめ・嫌がらせ」が初めて5000件突破

— 愛知労働局まとめ —

「個別労働紛争解決制度」（※1）は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るために制度で、総合労働相談コーナー（※2）において各種相談対応等を行っています。また、平成30年4月から12月まで、ハラスメント対応特別相談窓口を設け、職場におけるセクハラ、パワハラ、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等職場における総合的なハラスメントの相談対応を行いました。

愛知労働局では、総合労働相談コーナー等に寄せられる総合労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせん等の運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいます。

【ここでは、愛知労働局が発表した施行状況の中から「いじめ・嫌がらせ」をはじめとするハラスメントを中心にご紹介します。施行状況の全体は、愛知労働局のホームページをご覧ください】

#### 総合労働相談件数、あっせん申請件数

総合労働相談件数	85,919件（対前年度比1.7%増）（全国3位）
民事上の個別労働紛争相談件数 <sup>※3</sup>	16,506件（対前年度比1.6%増）（全国3位）
均等三法相談件数	3,567件（対前年度比25.7%減）
セクシュアルハラスメント	297件（対前年度比1.7%増）
妊娠・出産ハラスメント	84件（対前年度比15.2%減）
育児ハラスメント	74件（対前年度比5.1%減）
介護ハラスメント	35件（対前年度比40.7%減）
助言・指導 <sup>※4</sup> 申出件数	814件（対前年度比0.4%減）（全国2位）
あっせん <sup>※5</sup> 申請件数	343件（対前年度比3.6%増）（全国3位）

民事上の個別労働紛争相談の内容は、いじめ・嫌がらせに関するものが5058件（25.5%）と、7年連続トップになり、次いで、自己都合退職2315件（11.7%）、解雇1867件（9.4%）となっている。（図1）

(3) 民事上の個別労働紛争相談に係る対象労働者の就労形態

民事上の個別労働紛争相談に係る対象労働者の就労形態は、正社員が6032件（36.5%）と最も多く、次いで短時間労働者が2590件（15.7%）、有期雇用労働者が1616件（9.8%）、派遣労働者が151件（9.5%）である。

助言・指導の処理状況は、処理終了件数825件である。内訳は、助言・指導の実施が790件（95.8%）、打ち切りが6件（0.7%）である。また、解決に至らなかつたもののうち103

このうち、解雇、雇止め、退職勧奨、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談件数は1万6506件で、対前年度比で9件で、対前年度比で1.7%増加した。

(2) 民事上の個別労働紛争相談の内容

このうち、解雇、雇止め、退職勧奨、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に係る相談件数は1万6506件で、対前年度比で9件で、対前年度比で1.7%増加した。

(3) 申出対象者の就労形態別の件数

申出対象者の就労形態は、正社員が358件（44.0%）と最も多く、次いで、短時間労働者が159件（19.5%）、有期雇用労働者が138件（17.0%）、派遣労働者が129件（15.8%）となっている。（図2）

(4) 助言・指導の処理状況（平成30年度実績。前年度申請分を含む）

助言・指導の処理状況は、処理終了件数825件である。内訳は、助言・指導の実施が790件（95.8%）、打ち切りが6件（0.7%）である。また、解決に至らなかつたもののうち103

#### 1. 労働相談の状況

(1) 総合労働相談件数

愛知労働局の総合労働相談コール（県内15か所）に寄せられた総合労働相談件数は、8万591

件数は、814件であり、対前年度比で0.4%減少となつた。

(2) 助言・指導に係る紛争の内訳

助言・指導に係る紛争の内訳は、いじめ・嫌がらせに関するものが183件（22.5%）と最も多く、次いで、解雇77件（9.5%）、労働条件引下げ及び自己都合退職がそれぞれ56件（6.9%）の順となつていて。（図2）

助言・指導の申出件数は、814件であり、対前年度比で0.4%減少となつた。

#### 2. 労働局長による助言・指導

(1) 助言・指導の申出件数

労働局長による助言・指導の申出件数は、814件であり、対前年度比で0.4%減少となつた。

件があつせんへ移行している。

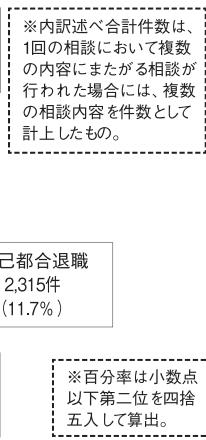
### 3. 紛争調整委員会によるあつせん

(1) 申請件数の推移  
あつせんの申請件数は343件であり、対前年度比で3・6%増加した。

(2) 申請内容別の件数・推移  
あつせん申請内容の内訳は、いじめ・嫌がらせに関するものが109件(31・8%)と最も多く、いじめ・嫌がらせにかかるものが109件(31・8%)と最も多く、い

(3) 申請対象者の就労形態別の件数  
次いで、解雇65件(19・0%)、退職勧奨32件(9・3%)、雇止め29件(8・5%)、労働条件の引下げ27件(7・9%)の順となっている。

年度実績。前年度申請分を含む)  
あつせんの処理状況は、処理終了件数が338件である。  
内訳は、あつせんを開催したものが176件(52・1%)、紛争当事者の一方が不参加のため打ち切ったものが141件(41・7%)、取り下げられたものが19件(5・6%)である。



(図1) 民事上の個別労働紛争／相談内容別の件数



(図2) 申出内容別の件数

- ※1 「個別労働紛争解決制度」＝「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、総合労働相談コーナー（※2）における「総合労働相談」、都道府県労働局による「助言・指導」（※4）、紛争調整委員会による「あつせん」（※5）の3つの制度がある。
- ※2 「総合労働相談コーナー」＝愛知労働局では、労働局内、各労働基準監督署内の計15か所に総合労働相談コーナーを設け、労働に関するあらゆる相談等に対し解決援助に向けてのサービスを行っている。
- ※3 「民事上の個別労働紛争」＝労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るもの）を除く）。
- ※4 「助言・指導」＝民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。
- ※5 「あつせん」＝民事上の個別労働紛争について、紛争調整委員会のあつせん委員（弁護士や社会保険労務士など労働問題の専門家）が紛争当事者の間にあって話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。